

\ご利用ください/

東京都空き家ワンストップ相談窓口

どうしよう？

活用

空き家を貸せる？
貸せない？

管理

施設に入ったので、
住まなくなった自宅が
心配だ

地域活用

空き家を地域のために
役立てたい

税金・法律

売却した後の
税金ってどのくらい？

解体

解体したほうがいい？
しなくていい？

補助あり

家財整理

家財整理ができず
前に進めない…

補助あり

売却

相続した実家を
売るまでの手順が
わからない…

相続

住むつもりがない実家を
相続したけど、どうしよう

お悩み 実家・自宅 の 住んでいない



対象の方 ▶ 都内にお住まいの方 都内に空き家をお持ちの方 都内の空き家を活用したい方

選べるご相談方法

電話相談

オンライン相談

対面相談



0120-776-735

(受付時間
平日9時~18時)

ご相談
無料

ご相談内容に対し、様々な専門家・協力事業者と共に解決に向けてサポートいたします



東京都空き家ワンストップ相談窓口 検索



リサイクル適性(A)

印刷用紙は、印刷用の紙リサイクルできます。

この印刷物は、印刷用の紙リサイクルできます。

東京都空き家ワンストップ相談窓口



POINT

1

ご相談者様の状況に適した
信頼のできる専門家・事業者をご紹介します



解体業者



建築士



空き家相談員



弁護士



司法書士



リフォーム業者



宅地建物取引業者



税理士

ワンストップ相談窓口だから
手間を掛けずに安心して相談ができます。

「所有の空き家を地域のために活用したい」

「活用できる空き家を探している」

といったご相談も受け付けております。

POINT

2

解体または家財整理費用の一部を補助

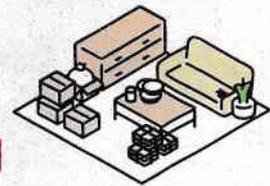
解体

上限
10万円



家財整理

上限
5万円



- ・都内の空き家1軒につき、解体または家財整理のどちらか一方が対象となります。
- ・費用(税抜)の1/2の額が補助対象となります。(1,000円未満の端数は切捨て)
- ・窓口にご相談いただいていること、所定の事業者との契約が必要です。

空き家に関するあらゆるお困りごとをワンストップで解決いたします



0120-776-735 (受付時間
平日9時~18時)

東京都空き家ワンストップ相談窓口 検索



東京都

< 居住支援の体制 >

- 住み替え相談
- 居住支援協議会における相談体制と生活支援
- 協力不動産店との連携【入居者支援事業】
- 住宅確保配慮者（低額所得者、高齢者、障害者、子育て世帯等）の民間賃貸住宅への入居を促進するために、住宅確保配慮者と民間賃貸住宅オーナー双方に対し、入居前から退去時まで切れ目のない適切な支援を実施する。

【中野区居住支援協議会】

住宅課：区役所9階 3228-5564

居住支援が地域でうまく機能すると

